

令和 8 年 10 月

検査実施料新設のお知らせ

謹啓 時下益々ご清栄のこととお喜び申し上げます。

平素は格別のお引き立てを賜り厚くお礼申し上げます。

このたび、「保医発 0930 第 2 号」により、下記項目につき検体検査実施料が新設され、令和 8 年 10 月 1 日より適用されることになりましたので、ご案内申し上げます。

取り急ぎご案内致しますので、宜しくお取り計らいの程お願い申し上げます。

敬白

***** 記 *****

■新規保険収載項目

検査項目名	実施料	判断料	点数区分	備考
CXCL10 (髄液)	1,923 点 (641 点 + 1,282 点)	尿便 34 点	「D004」 穿刺液・採取 液検査の「14」 および「15」	(15) CXCL10 (髄液) は、HTLV-1 関連脊髄症の疾患活動性評価の目的で、以下のア又はイのいずれかに該当する患者において ELISA 法により測定した場合に、原則として 1 年に 1 回に限り、本区分の「14」リン酸化タウ蛋白の所定点数と「15」アミロイド β 42/40 比の所定点数を合算した点数を準用して算定する。ただし、治療内容を変更した場合等、医学的必要性がある場合には、1 年に 1 回に限り更に算定できる。なお、いずれの場合も、算定に当たっては以下のア又はイのいずれの対象患者に該当するか及び医学的必要性について診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。 ア 新たに HTLV-1 関連脊髄症と診断された患者 イ 既に HTLV-1 関連脊髄症と診断されている患者のうち、疾患活動性が「高」又は「中」と評価された患者
抗酸菌核酸 多項目同時検出 (計 28 項目以上)	963 点	微生物 150 点	「D023」 微生物核酸同 定・定量検査の 「25」の「ロ」	(43) 喀痰又は培養菌中の DNA 検出を目的として、PCR-rSSO 法により抗酸菌核酸多項目同時検出 (計 28 項目以上) を実施した場合に、一連の治療につき 1 回に限り、本区分の「25」の「ロ」 SARS-CoV-2 核酸検出を含まないものの所定点数を準用して算定する。 ア 以下の (イ) 又は (ロ) のいずれかに該当する患者において実施した場合に限り算定できる。なお、算定に当たっては対象患者及び医学的必要性について診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。 (イ) BCG 膀胱内注入療法後であって、発熱等の症状があり結核菌と BCG 株の鑑別が必要な患者

裏面へつづく

26-1013

検査項目名	実施料	判断料	点数区分	備考
				(ロ) 肺結核及び肺非結核性抗酸菌症のいずれもが疑われる患者 イ 以下の施設基準を満たした保険医療機関で実施した場合に限り算定できる。感染症に係る診療を専ら担当する常勤の医師（専ら感染症に係る診療の経験を5年以上有するものに限る。）が1名以上又は臨床検査を専ら担当する常勤の医師（専ら臨床検査を担当した経験を5年以上有するものに限る。）が1名以上配置されていること。なお、臨床検査を専ら担当する医師とは、勤務時間の大部分において検体検査結果の判断の補助を行うとともに、検体検査全般の管理・運営並びに院内検査に用いる検査機器及び試薬の管理についても携わる者をいう。

以上